

浜松市告示 第518号

別紙に記載の者に係る書類については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は、浜松市役所元目分庁舎（資産税課）に保管してあるので、申し出により、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月11日

浜松市長 中野 祐介

別紙

[illegible]